記者会見資料 (R7.11.26(水))

那覇市若者UIJターン促進奨学金返還支援事業

企画財務部 企画調整課 (担当:大城・小橋川) TEL:(098)862-9937

事業概要

県外大学等在学中に借り入れた奨学金の返還額を一部補助 する事業である(補助金の支給は令和9年度開始予定)。

- ※令和7・8年度は、県外大学等へ当該事業の周知を図る。
- ※奨学金返還支援補助金:年間上限額10万円(累計上限30万円)

返還支援対象者

- ①補助金申請日の属する前々年度に県外の大学等を卒業し、かつ前年度末までにUIJターン移住をして本市に居住していること
- ②本市内に本店又は主たる事業所を置く法人に、正規雇用として就業している者(公務員は対象外)
- ③補助金申請日の属する年度末時点で30歳未満であること
- ④市が指定する奨学金を返済中であること
- ⑤一定期間以上本市に居住する意思があること

事業費(予定額)

- 1 事業周知期間(R7~8年度) R7年度 93千円、R8年度 400千円
- 2 奨学金返還支援実施(R9~10年度) R9年度 6.000千円、R10年度 12.000千円

事業実施の目的・効果

【目的】 奨学金の返還額を一部補助することで、若者の転入・定住を促進するとともに市内法人の人材確保につなげることを目的とする。

【成果目標】 R9:支援対象者60名以上、R10:支援対象者120名以上

年度ごとの 取組	R 7 •8 年度	R9年度	R10年度
	事業周知	補助金 支給開始	補助金 支給
支給対象者 (R7年度現在)	_	現大学 4年生	現大学 3·4年生

事業イメージ

奨学金返還中の若者

※補助金申請日の属 する年度末時点で30 歳未満



県外大学等を卒業

※補助金申請日の属する前々年度に卒業



奨学金返還スタート

本市に居住かつ市内 法人に正規雇用として 就業 ※補助金申請日の属する前年度末までに本市に居住

※沖縄県奨学金返還 支援事業の対象企業 は除く





要件審査

補助金支給

※年間返還額の半額 (上限10万円)を支給 累計支給上限30万円

(参考)Uターン・・・県外に出た後で生まれ故郷に戻ること/Iターン・・・出身地とは別の地方に移住すること/Jターン・・・地方から都市部へ移住した後、さらに別の地方へ移住すること